

第1回専門工事業者等評価制度WT資料

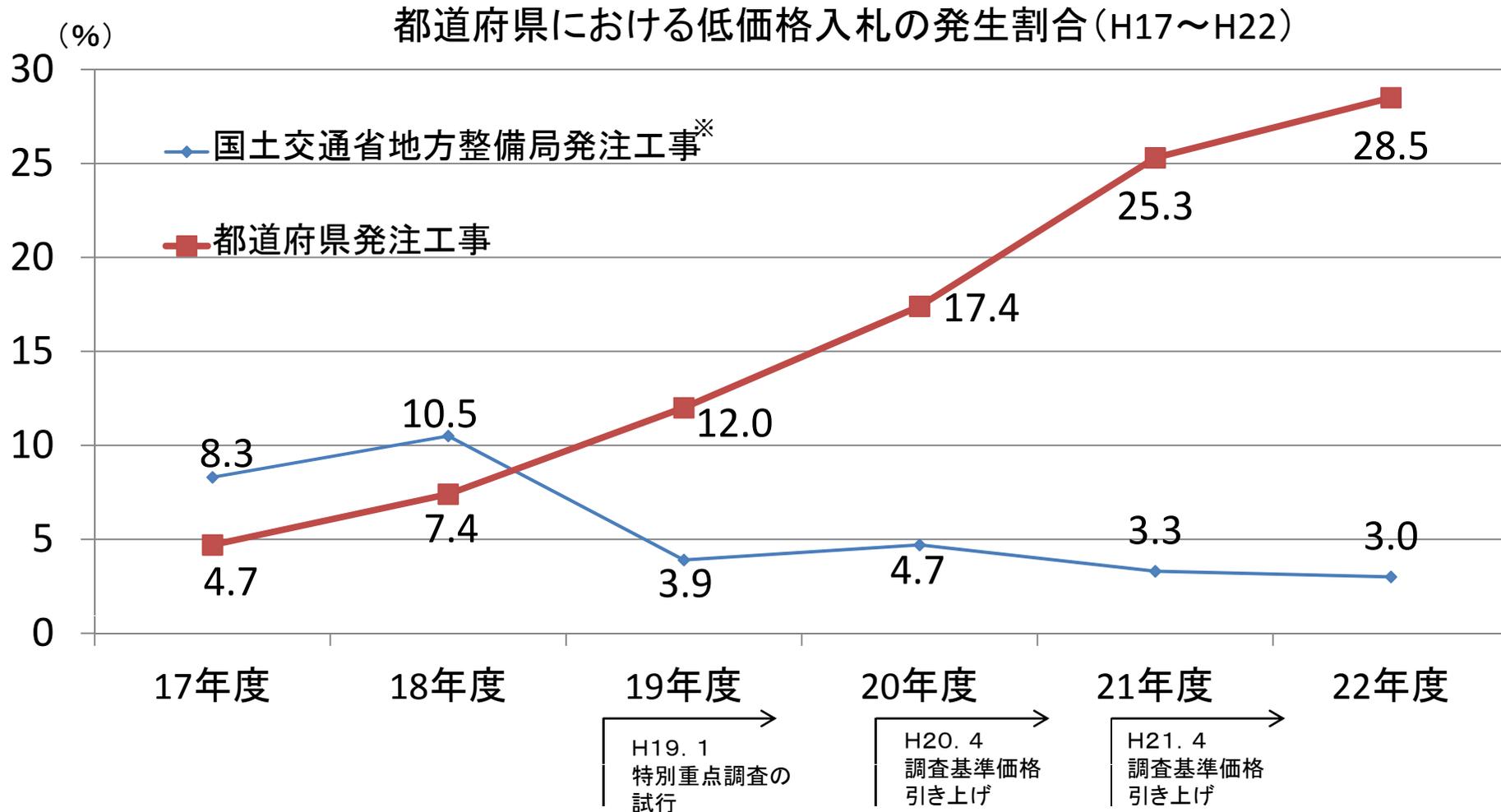
1. 建設産業の現状及び課題について
2. 担い手確保・育成検討会におけるこれまでの議論
3. 専門工事業者等評価制度に係る論点
4. 専門工事業者等評価制度WTの今後の進め方(案)

- 建設投資はピーク時と比べて約5割減となる一方、許可業者は約1割減にとどまるなど、建設産業は過剰供給構造となっており、受注競争が激化。
- 工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減。
- 少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)。
- 若手入職者の減少が高卒約6割減、大卒・院卒等約4割減と著しく、特に技能者や技能労働者の人材となる理工系の減少幅が大きくなっている。

	H4年度	H23年度	増減率
建設投資	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
許可業者	約53万業者	約48万業者	▲9%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者	619万人	497万人	▲20%
就業者(営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者(技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者(新規高卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者(新規大卒・院卒等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

低価格入札の発生率

○ 地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



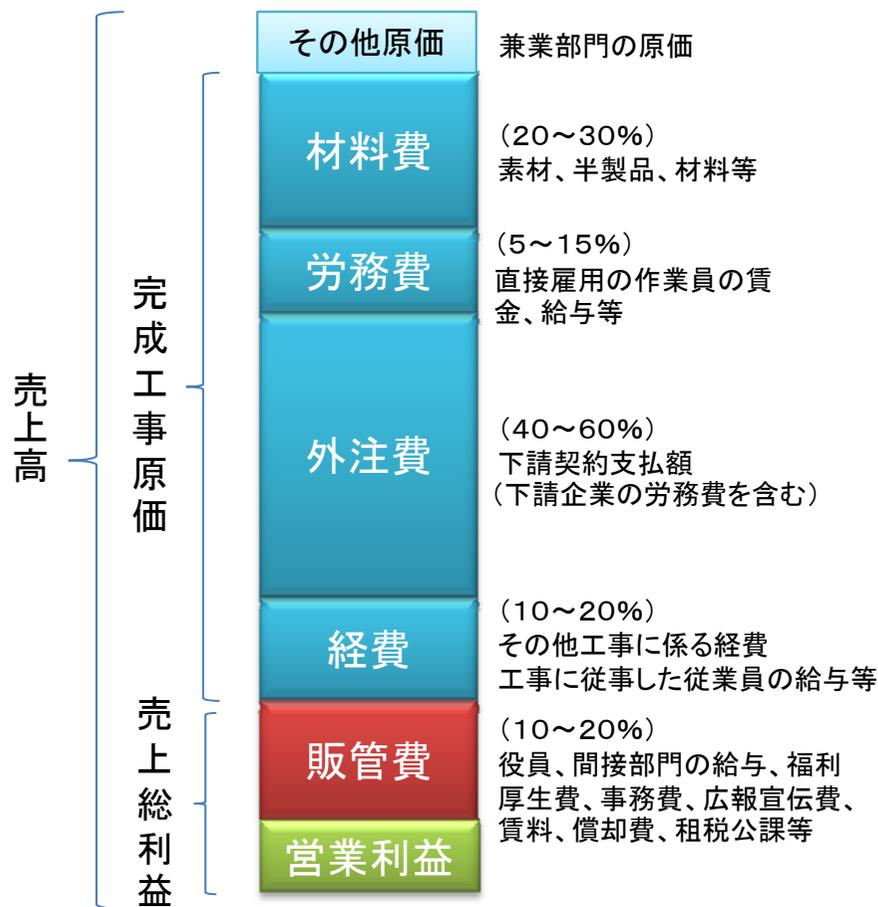
※港湾空港関係を除く

(国土交通省調べ)

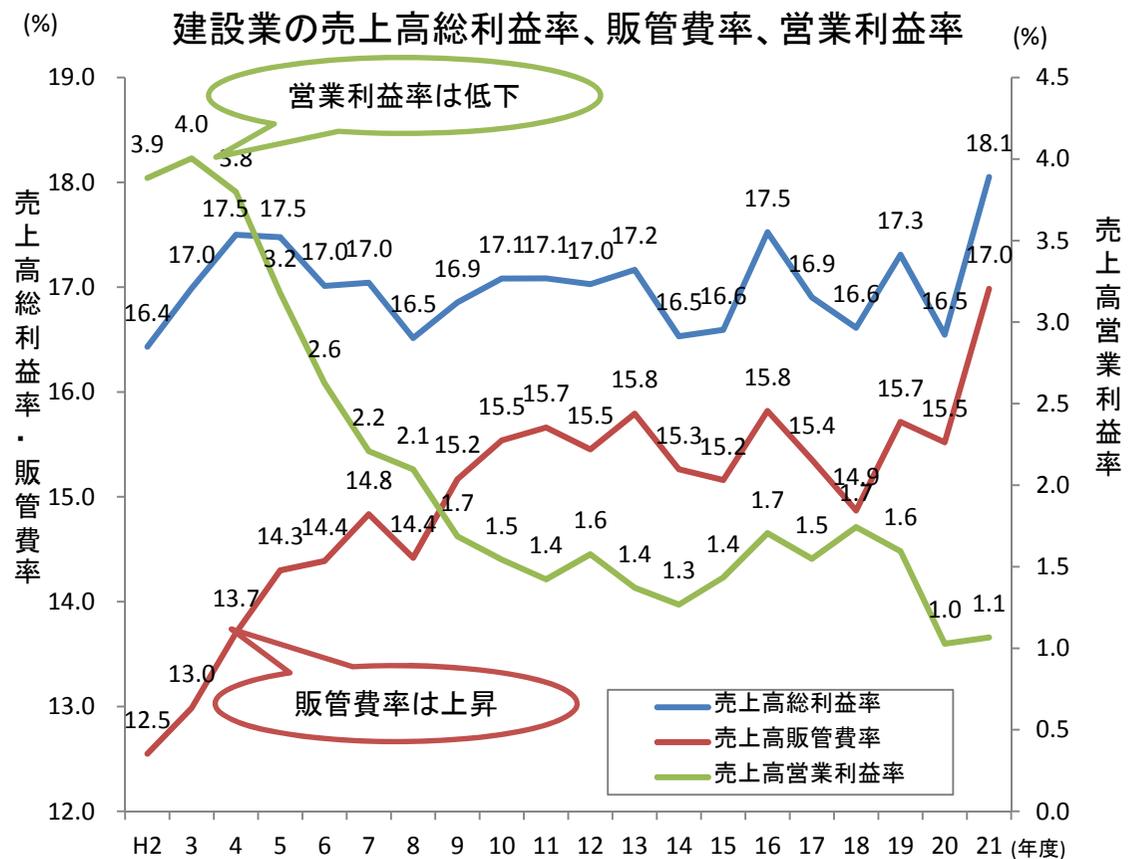
(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 競争の激化により間接経費である販管費(販売費、一般管理費)の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合



出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に4低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

- 中規模(従業者10人)以上の建設企業の数的大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加しており、その傾向は特に地方圏で顕著。
- 建設企業の小規模化、軽量化が進行しており、特に地方圏において十分な労働者や機械を確保している施工力、災害対応力のある企業が不足してきている可能性。

許可業者の減少率(地方圏)

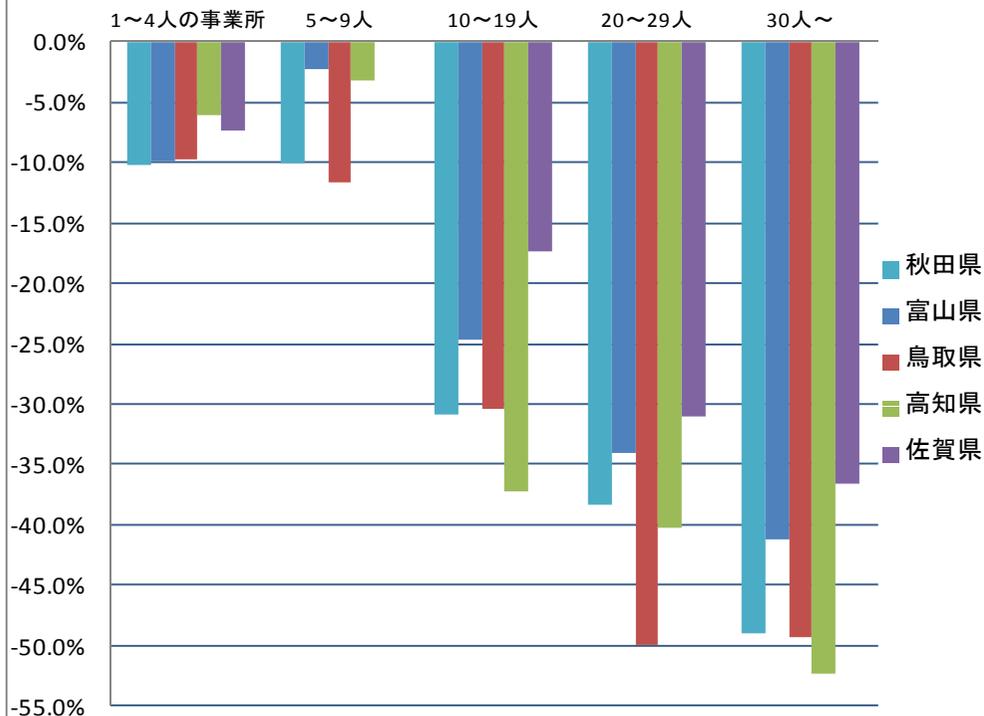
秋田▲19.1% 富山▲13.9% 鳥取▲16.4% 高知▲15.3% 佐賀▲18.3%

許可業者の減少率(都市圏)

東京 ▲15.6% 大阪 ▲23.5% 愛知 ▲7.6% 神奈川▲12.2% 埼玉 ▲13.1%

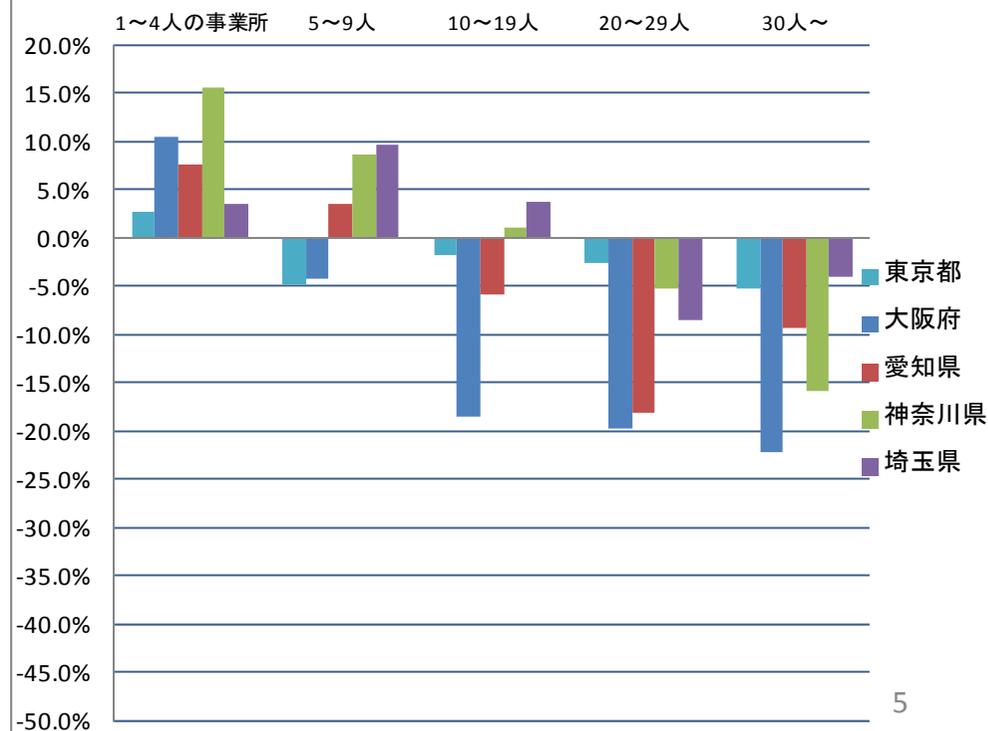
地方圏の事業所数の減少率(H11→H21)

【H11事業所・企業統計調査、H21経済センサス(総務省)より】



大都市圏の事業所数の減少率(H11→H21)

【H11事業所・企業統計調査、H21経済センサス(総務省)より】



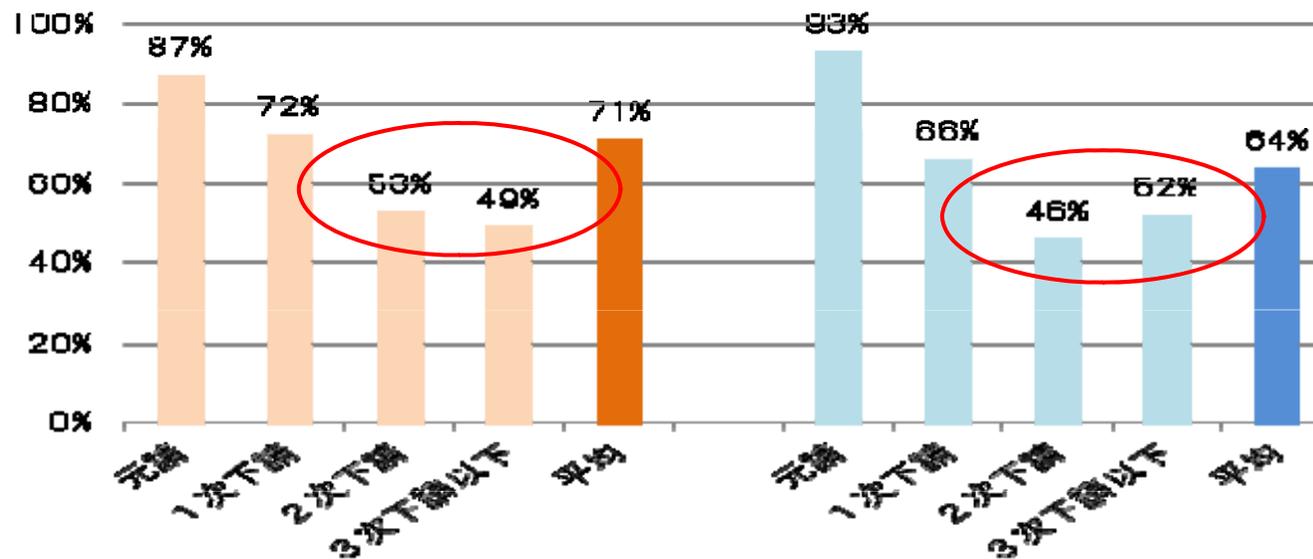
- 社会保険等の法定福利費など、将来的な建設産業の継続に不可欠な経費までも対象とした行き過ぎた競争が発生。
- 保険未加入企業の存在により、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾した状況の発生。

○社会保険等の加入状況(公共事業の現場労働者)

＜雇用保険、健康保険、厚生年金保険＞

・土木71%

・建築64%



出所:国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

○就労形態等の変化

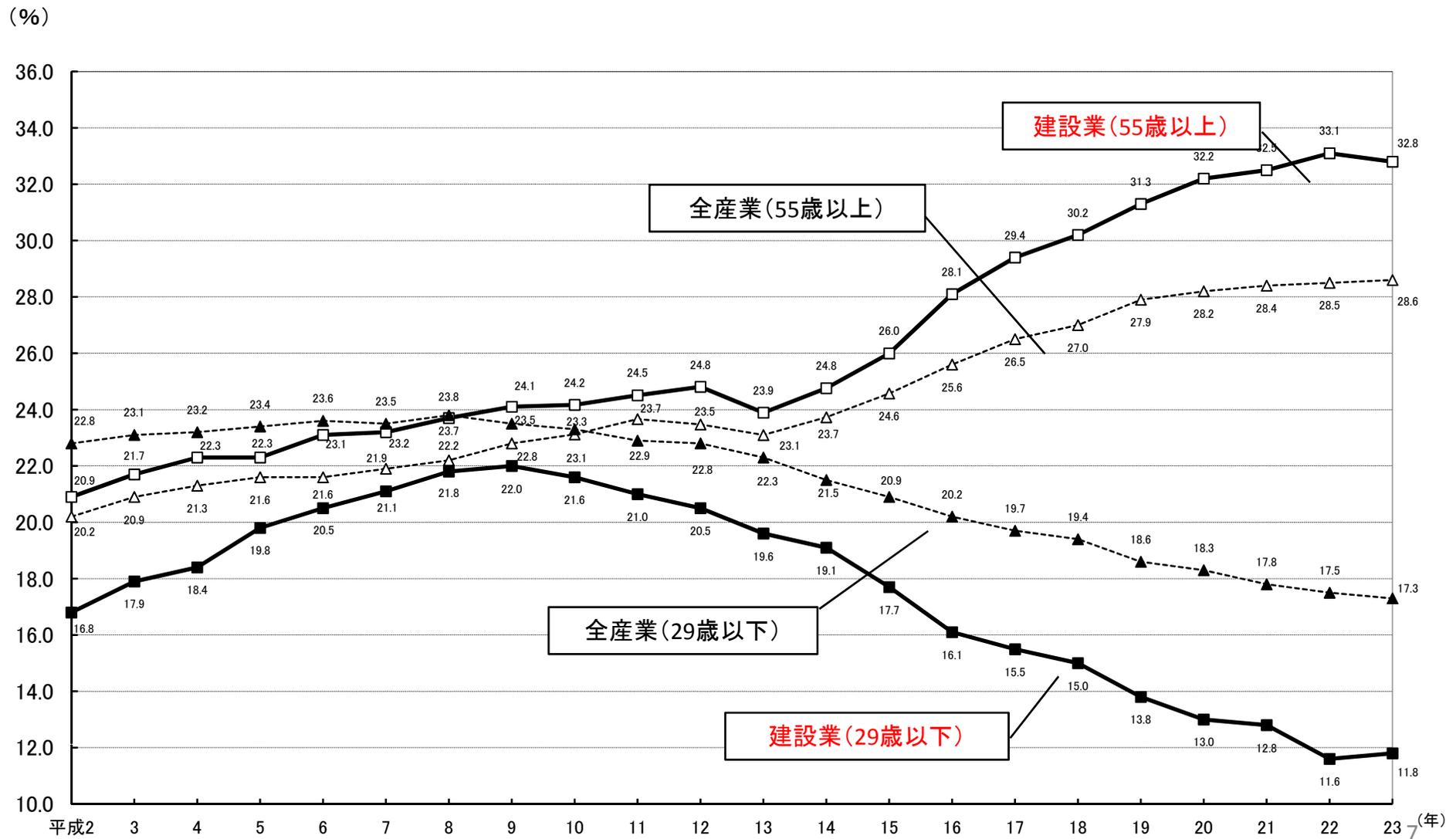
＜常雇の割合＞81%(H9)→64%(H20)

＜月給制の割合＞58%(H9)→29%(H20)

出所:国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」(H20)

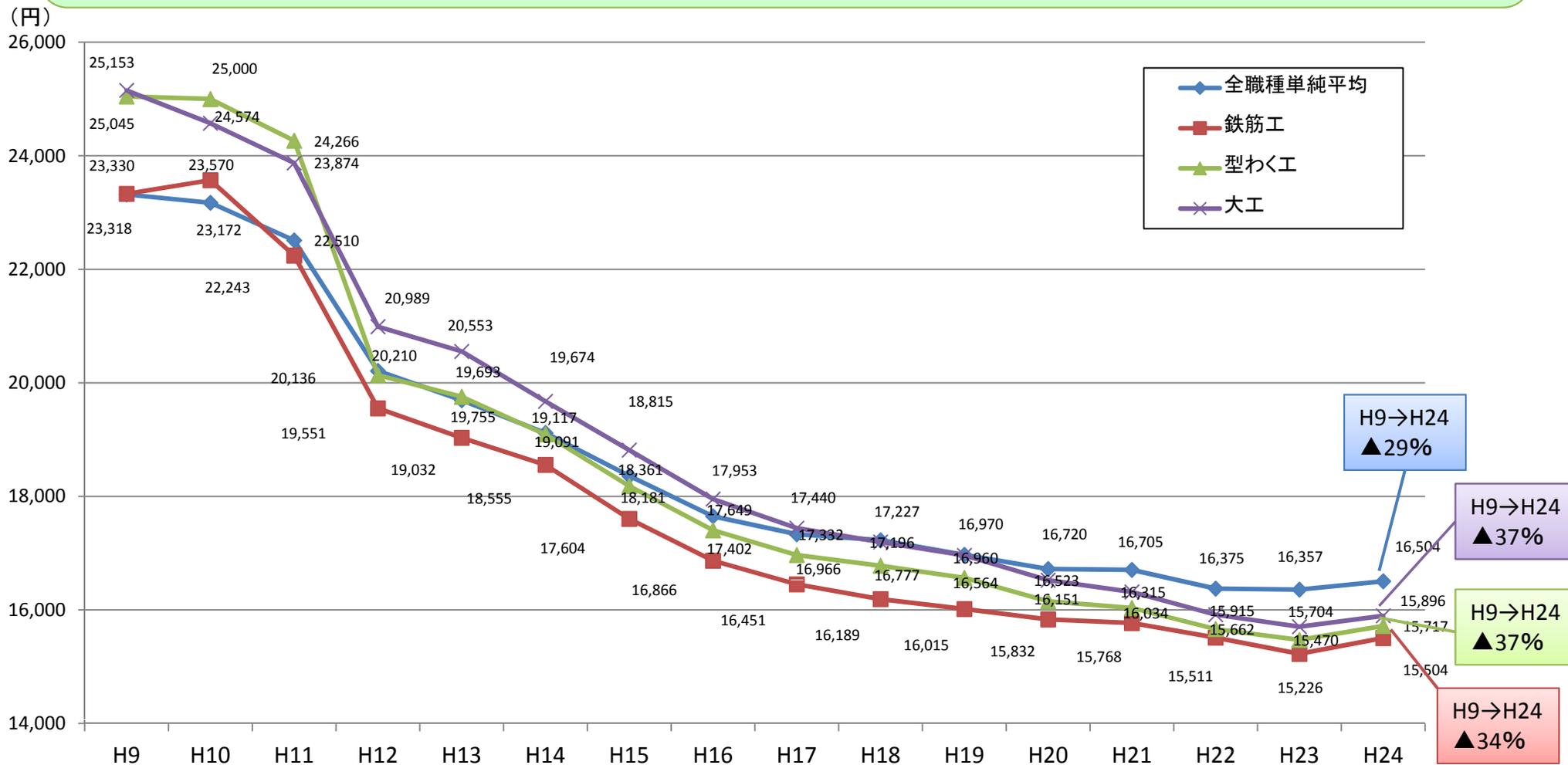
建設業就業者の年齢構成の推移

○ 建設業就業者は、3人に1人(33%)が55歳以上、8人に1人(12%)が29歳以下であり、高齢化が進行しており、次世代への技術継承が大きな課題。

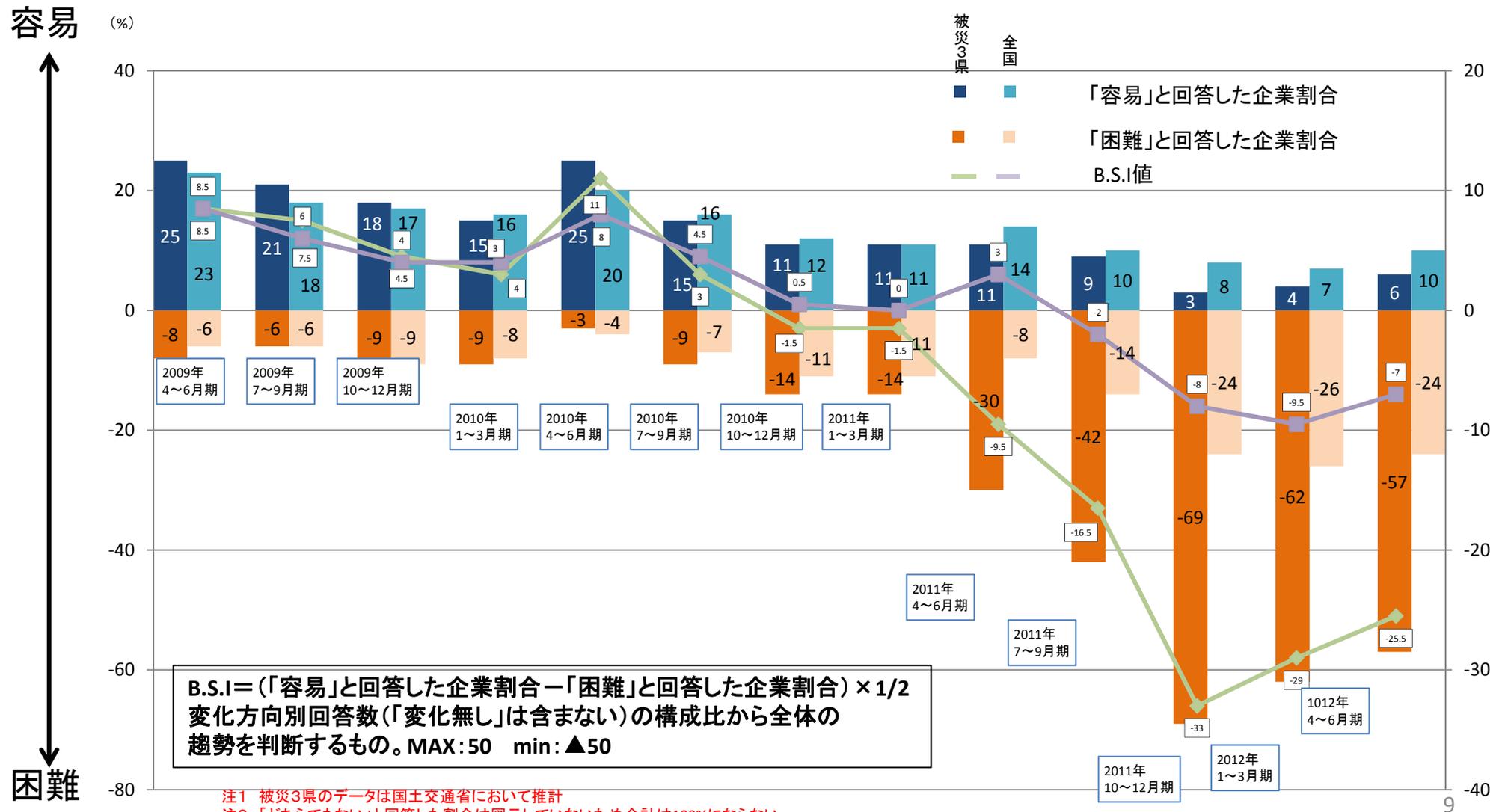


公共工事設計労務単価の推移

- 公共工事設計労務単価も全体として低下傾向にある。
- 競争の激化により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せ(圧縮)が進行し、技能労働者等の就労環境が悪化。



○ 被災3県及び全国ともに、震災後に技能労働者の確保が困難な状況がみられる。



B.S.I. = (「容易」と回答した企業割合 - 「困難」と回答した企業割合) × 1/2
 変化方向別回答数(「変化無し」は含まない)の構成比から全体の
 趨勢を判断するもの。MAX:50 min:▲50

方策2011

建設産業は建設投資の減少を背景に厳しい状況に直面しており、建設投資の減少に比べ企業数が減少していないことや、販管費負担が重く他産業と比べ営業利益率が低迷してきていること等から、建設産業の活力が大きく低下しているとともに、企業数が過剰となっていると考えられる。

また、企業数が過剰となっている一方で、売上高や利益の減少に伴う企業体力の低下、企業の小規模化、軽量化等が進行しており、この傾向は特に地方圏を中心としてみられる(中略)。

さらに、建設投資の減少に伴う工事原価の圧縮等により技能労働者の雇用環境の悪化が進んでおり、これが若年入職者の減少と就業者の高齢化の一因となっていると考えられ、将来的な技能労働者の不足や、建設生産を支える技能・技術が承継できないといった懸念が増している。

方策2012

建設投資の減少に伴い、一企業が抱える技術者や技能労働者の数の減少が相当程度進んでおり、専門工事業の業種によっては技能労働者の不足が強く懸念される状況となっているほか、若年入職者の減少と高齢化が著しく進行しており、優秀な技術者や技能労働者の確保・育成が喫緊の課題となっている。(中略)

建設産業の基礎体力が低下している背景としては、受注競争の激化と間接経費の増加により、下請契約の当事者間における交渉力の格差等も相まって、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せ(圧縮)が進んでおり、技能労働者等の就労環境が悪化していることが挙げられる。

国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業が目指すべき姿

将来的にも地域を支え得る
足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる
多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の
確保・育成)

公正な契約・
取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・
契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

過剰供給構造の是正

当面講ずべき対策

東日本大震災への
対応を次に活かす

公共工事の
入札契約制度の改革等

総合的な担い手の
確保・育成支援

時代のニーズに対応した
施工技術と品質確保

海外展開支援策の強化

対策のうち、より詳細に実態を把握した上で検討を深める必要がある分野については、実務的・専門的な検討の場を設けて議論を開始。

1. 建設産業の現状及び課題について
2. 担い手確保・育成検討会におけるこれまでの議論
3. 専門工事業者等評価制度に係る論点
4. 専門工事業者等評価制度WTの今後の進め方(案)

担い手確保・育成検討会について

設立の趣旨

我が国の建設産業は、建設投資の減少等により競争が激化し、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊するとともに、就労環境の悪化等により若年入職者が減少するなど、かつてない厳しい状況に直面している。

こうした状況を踏まえ、さらに、東日本大震災で生じた課題をも踏まえ、建設産業戦略会議において、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」が、平成24年7月に「建設産業の再生と発展のための方策2012」がそれぞれ提言としてとりまとめられたところである。

今般、これらの提言を踏まえ、その具体的方策を検討する場として、特に、建設産業の担い手の確保及び育成のあり方に関する次に掲げる事項及びこれらに関連する事項を検討することを目的として、「担い手確保・育成検討会」を設置するものである。

- (1) 専門工事業者等評価
- (2) 技能労働者技能の「見える化」
- (3) 登録基幹技能者の更なる普及
- (4) 技能労働者に対する教育訓練
- (5) 戦略的広報

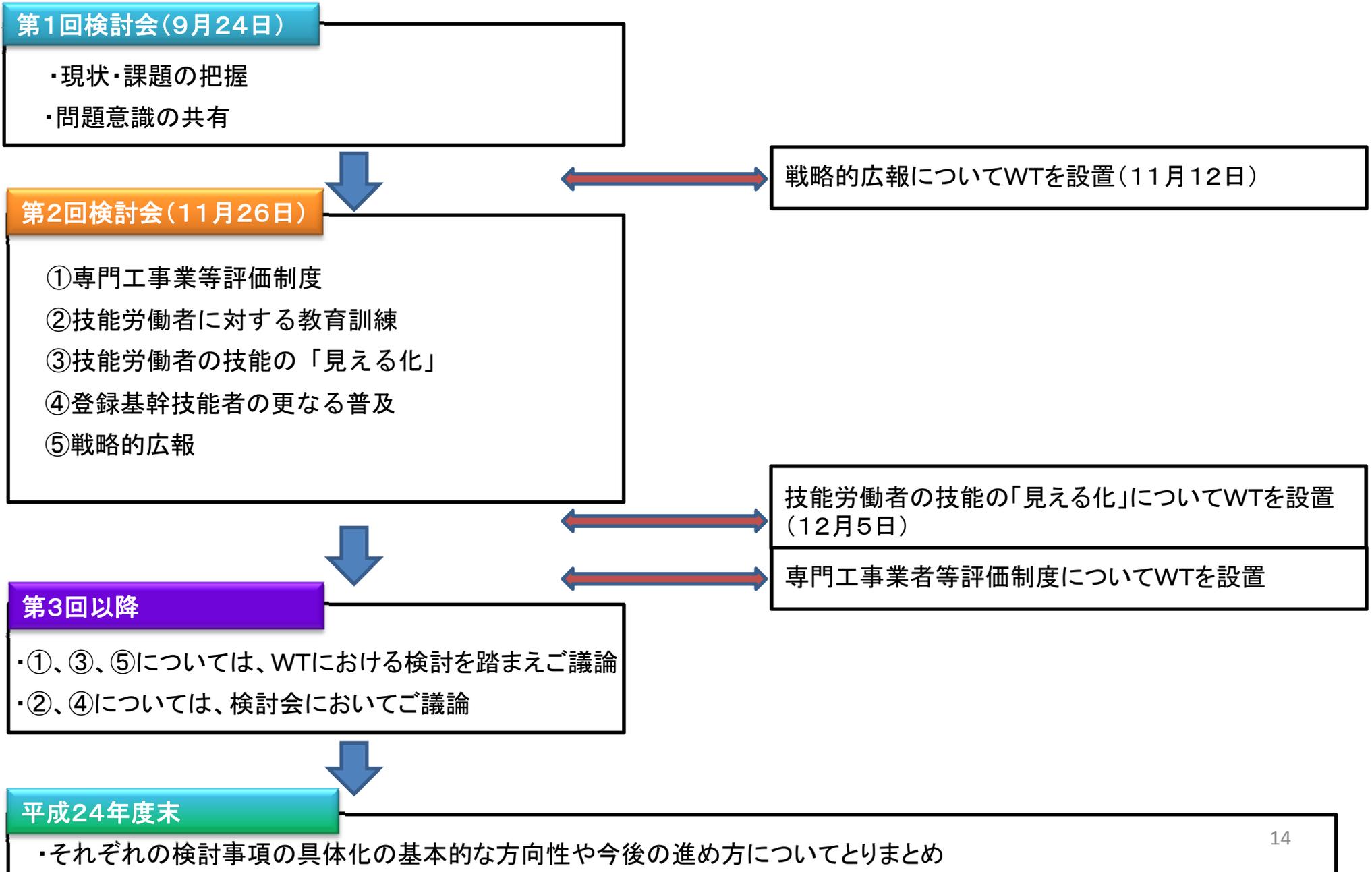
※第1回：9月24日、第2回：11月26日

委員

- | | | | |
|----------|-------------------|---------|------------------------------|
| ○ 浅井 義明 | 埼玉県県土整備部建設管理課長 | ○ 田村 寿夫 | 日本建設業連合会契約制度研究委員会
契約部会部会長 |
| ○ 池田 秀基 | 日本電設工業協会人材委員会副委員長 | ○ 西村 貞生 | 日本空調衛生工事業協会人材委員会主査 |
| ○ 石沢 正弘 | 日本建設躯体工事業団体連合会副会長 | ○ 古阪 秀三 | 京都大学大学院工学研究科准教授 |
| ○ 伊藤 孝 | 全国建設業協会副会長 | ○ 村岡 良実 | 全国基礎工事協同組合連合会理事 |
| ○ 大澤 繁雄 | 全国室内工事業協会理事 | ○ 森 務 | 全国管工事業協同組合連合会理事 |
| ◎ 大森 文彦 | 弁護士・東洋大学法学部教授(座長) | ○ 山下 雅己 | 日本建設業連合会労働委員会
人材確保・育成部会会長 |
| ○ 小野 徹 | 全国中小建設業協会副会長 | | |
| ○ 蟹澤 宏剛 | 芝浦工業大学工学部教授 | | |
| ○ 才賀 清二郎 | 建設産業専門団体連合会会長 | | |
| ○ 関西 浩二 | 京都府建設交通部指導検査課参事 | | |
| ○ 館岡 正一 | 全国鉄筋工事業協会副会長 | | |

(五十音順、敬称略)

担い手確保・育成検討会の今後の進め方



現状

- 建設投資の減少により、社会保険等の法定福利費や技能労働者の育成に係る費用など、将来的な建設産業の継続に不可欠な経費までをも対象とした行き過ぎた価格競争やダンピング受注
- 下請契約の当事者間における交渉力の格差等による下請契約の片務性等が相まって、専門工事業者や技能労働者へのしわ寄せ
- 技能労働者の非社員化・非常勤化等による賃金の低下など就労環境の悪化及びこれによる若年入職者の減少・就業者の高齢化



問題意識

- 建設産業において、将来的には技術者や技能労働者の量・質の不足が恒常化し、これにより、建設産業の基礎体力(施工力)が低下し、将来にわたって工事の適正施工と品質を確保することが困難になるのではないか。
- このため、実際に工事を行う専門工事業者において、技術者・技能労働者の雇用が確保されるとともに、これらの就労環境が改善されることが必要ではないか。





大目的

- ・将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業を構築すること
- ・将来にわたって工事の品質を確保すること



中目的

そのためには様々な対策が総合的に講じられる必要があるが、建設工事の現場を支える「担い手」に着目すると、

- ・実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)が確保・育成される環境を整えること
- ・そのためには、一定数の技能労働者等を継続的に雇用・育成し(人を大切にする)、その結果として将来にわたって施工力を確保し得る(施工力のある)専門工事業者等が、短期的な価格競争で排除されることなく建設市場において生き残り、能力を発揮できること



達成手段

これらの目的を達成するためには、

- ・技能労働者等を継続的に雇用・育成し、施工力のある専門工事業者等が、建設市場において生き残り、その能力を発揮するためには、人を大切にする施工力のある専門工事業者等に仕事が行くことが必要ではないか。
- ・専門工事業者等と契約を締結するのは多くの場合は元請企業であり、元請企業がコスト面のみにとらわれず、人を大切にする施工力のある専門工事業者等との契約を後押しする仕組みが必要ではないか。
- ・そのためには、まずは公共工事の発注者が元請企業の選定にあたり、人を大切にする施工力のある専門工事業者等を活用する元請企業を評価するような仕組みが必要ではないか。

基本的な考え方

○ 評価の項目としては、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組として考えられる共通の項目を対象とすることが考えられる



○ 制度の持続可能性や利用促進等の観点から、簡素な仕組みとすることが必要

○ 公共工事の発注者が元請企業の選定に当たってその下請契約の相手方まで含めた適格性を評価する際に用いることを想定

主要検討項目(案)

○ 評価の方法や主体

○ 評価対象項目
【専門工事業者等の取組の共通項目】

○ 評価の活用方策
【公共工事の発注での活用】

○ その他検討すべき主要検討項目としてどのような項目が考えられるか

※「建設産業の再生と発展のための方策2012」より抜粋

本年度の検討事項

ワーキングチームを設置して主要検討項目についてワーキングチームメンバーの意見を伺い、主要検討項目ごとの方向性について素案をとりまとめ、検討会における検討材料として提供し、主要検討項目ごとの方向性を取りまとめる

「評価の方法や主体」の検討に際しての視点

・人を大切にする施工力のある専門工事業者等を評価する方法として、制度の持続可能性や利用促進等の観点から、簡素な仕組みとすることが必要であることも踏まえ、公共工事の発注に際し、誰がどのように評価する仕組みが考えられるか。



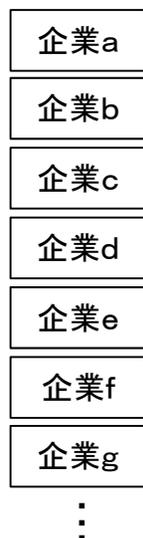
・現場で動く制度とすることが必要であることを踏まえると、経営事項審査のように第三者機関が評価し、手数料を払う仕組みは、対象が元請企業よりも数が多く規模も多様な専門工事業者等であることから実現可能性に鑑みると容易ではないのではないか。このため、まずは、各専門工事業者等ごとに評価項目の内容をとりまとめることが現実的ではないか。

・元請企業と人を大切にする施工力のある専門工事業者等との契約を後押しする仕組みとすることを踏まえると、元請企業が、これまで契約経験のない専門工事業者等を含め、その取組を容易に把握できる方法で確認できることが必要ではないか。

・モデル的試行を行いながら、制度の枠組や手続きを検証しつつ、制度の適用拡大を図っていくべきではないか。

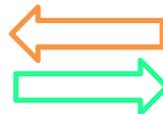
イメージ

(専門工事業者等)



①各企業ごとに評価項目の内容をとりまとめ

②元請企業は、これまで契約経験のない企業を含め、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組を容易に把握できる方法で随時確認

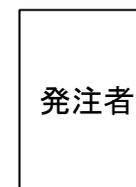


④専門工事業者等の取組の真実性や正確性が容易に確認できる書類を提出

(元請企業)



⑤専門工事業者等の取組の真実性や正確性が容易に確認できる書類を提出



「評価対象項目」の検討に際しての視点

・専門工事業者の業種は幅が広いものの、実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)が確保・育成され、将来にわたって工事の品質が確保される環境を整えることは、建設産業における共通の課題



現場で動く制度とするためには簡素な仕組みとすることが必要であることを踏まえ、

・まずは、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組として考えられる共通の項目を対象としてはどうか。

・専門工事業者等評価制度は、実際に現場で工事を施工し、工事の品質を左右する「担い手」=職人(技能労働者等)を確保・育成し、将来にわたって工事の品質を確保するための制度



・抽象的には「技能労働者等を継続的に雇用・育成し、将来にわたって施工力を確保し得る専門工事業者等を評価する制度」と定義されるものの、具体的にはどのような専門工事業者等の取組を評価するか。



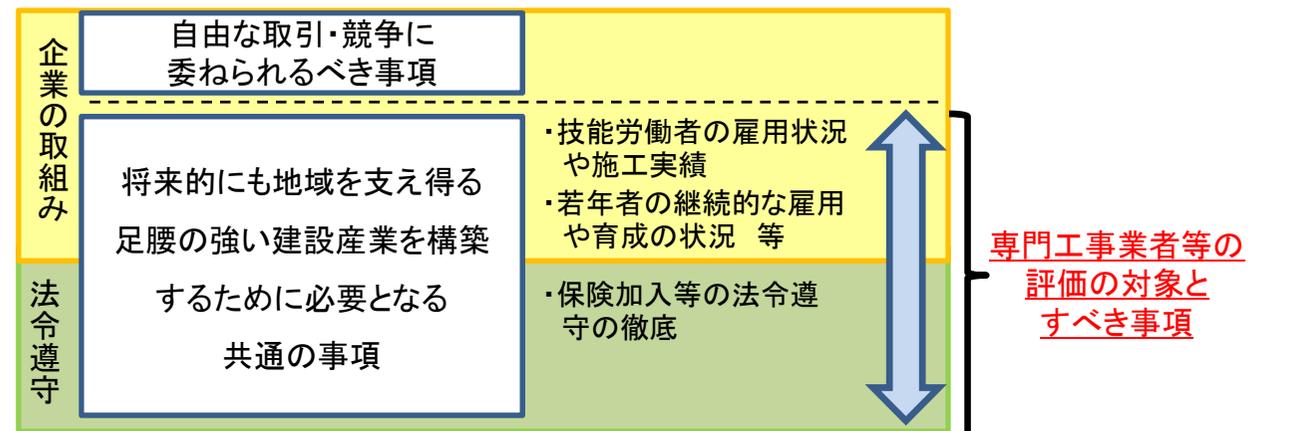
現場で動く制度とするためには簡素な仕組みとすることが必要であることを踏まえ、

・専門工事業者等の経営状況を含めた全ての状況(例:経営事項審査の全ての項目)を対象とするのではなく、技能労働者等の確保・育成や将来にわたる工事の品質確保に資する項目に着目して評価項目を設定すべきではないか。既存の企業評価制度に設けられているこれらに資する評価項目も参考としてはどうか。

・元下間の契約関係において自由な取引・競争に委ねられるべき事項は評価の対象とはしないこととすべきではないか。その際、市場原理に委ねていては将来的な建設産業の発展が図りがたい部分の是正との視点に照らし、公共工事の発注の際に用いる仕組みとして、「人を大切にする」部分の評価に加えて、「施工力」部分の評価は、どのように整理すべきか。

・雇用状況として評価される技能労働者等としては、まずは工事の品質に大きな影響を持つ主任技術者と登録基幹技能者を対象としてはどうか。また、若年層の継続的な雇用・育成の状況や社会保険の加入状況なども評価の対象としてはどうか。

評価項目のイメージ



※「建設産業の再生と発展のための方策2012」より抜粋

※「建設産業の再生と発展のための方策2012」で例示された項目

- ①登録基幹技能者の雇用状況
- ②登録基幹技能者のこれまでの施工実績
- ③若年層の継続的な雇用や育成の状況
- ④社会保険の加入等状況

(参考)『技能労働者の技能の「見える化」WG』において検討予定の見える化の対象とすべき情報の項目(案)

- ①技能労働者の資格
- ②技能労働者の工事履歴
- ③技能労働者の受講研修
- ④技能労働者の保険加入状況 等

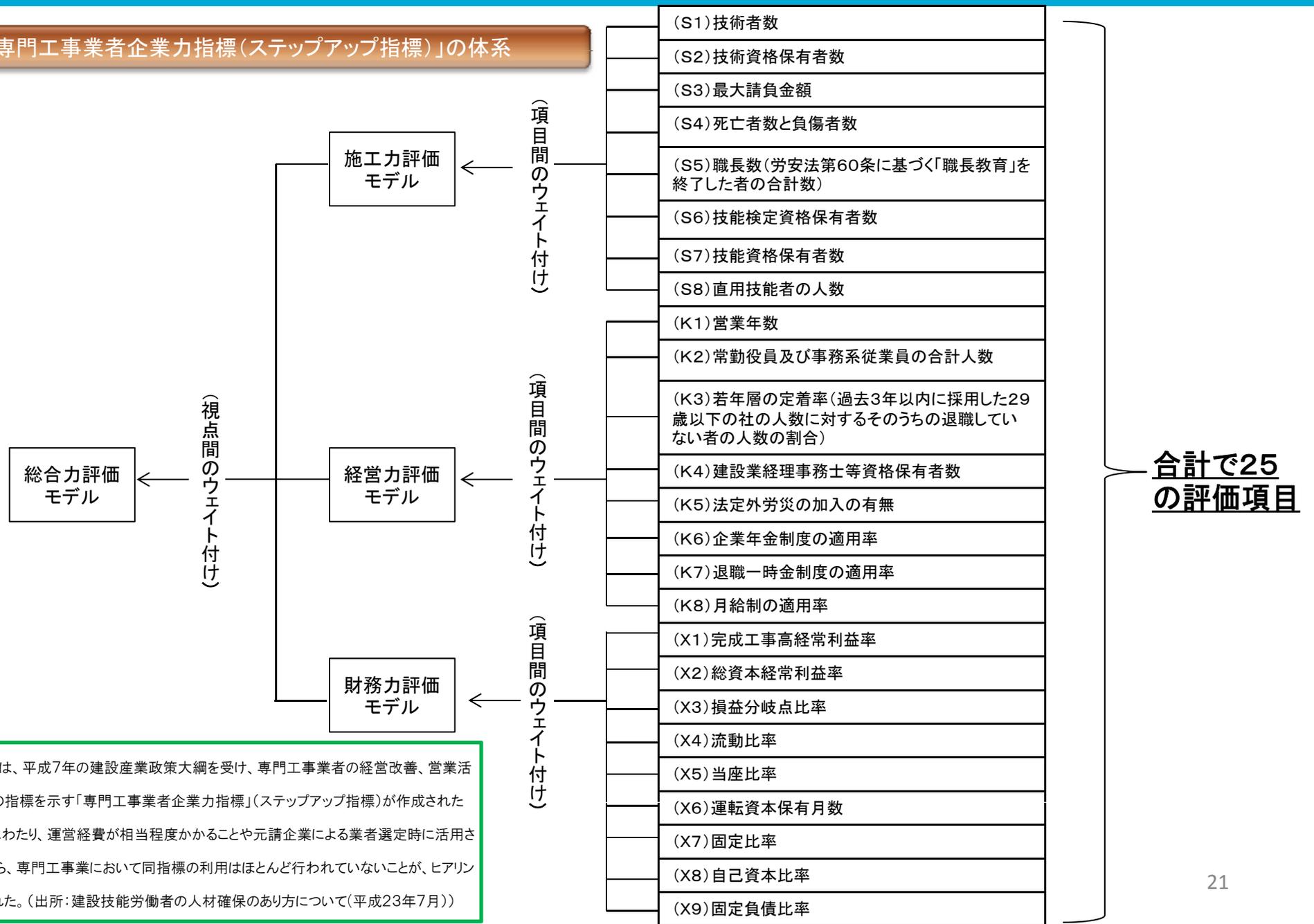
○【参考】「評価対象項目」の検討に際しての視点

【参考】 経営事項審査の審査項目(技術力、その他審査項目)

項目区分		審査項目	内 訳
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別)	
		技術職員数(許可業種別)	
その他審査項目 (社会性等)	W	労働福祉の状況	・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無(減点評価) ・建退共制度加入の有無、・退職一時金制度導入の有無、・法定外労働災害補償制度加入の有無(加点評価)
		営業継続の状況	・営業年数、・民事再生法又は会社更生法の適用の有無
		防災活動への貢献の状況	・防災協定の締結の有無
		法令遵守の状況	・指示処分、営業停止処分の有無
		建設業の経理の状況	・監査の受審状況、・公認会計士等数
		研究開発の状況	・平均研究開発費の額
		建設機械の保有状況	・ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの所有・リース台数
		国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	・ISO9001又はISO14001の登録

○【参考】「評価対象項目」の検討に際しての視点

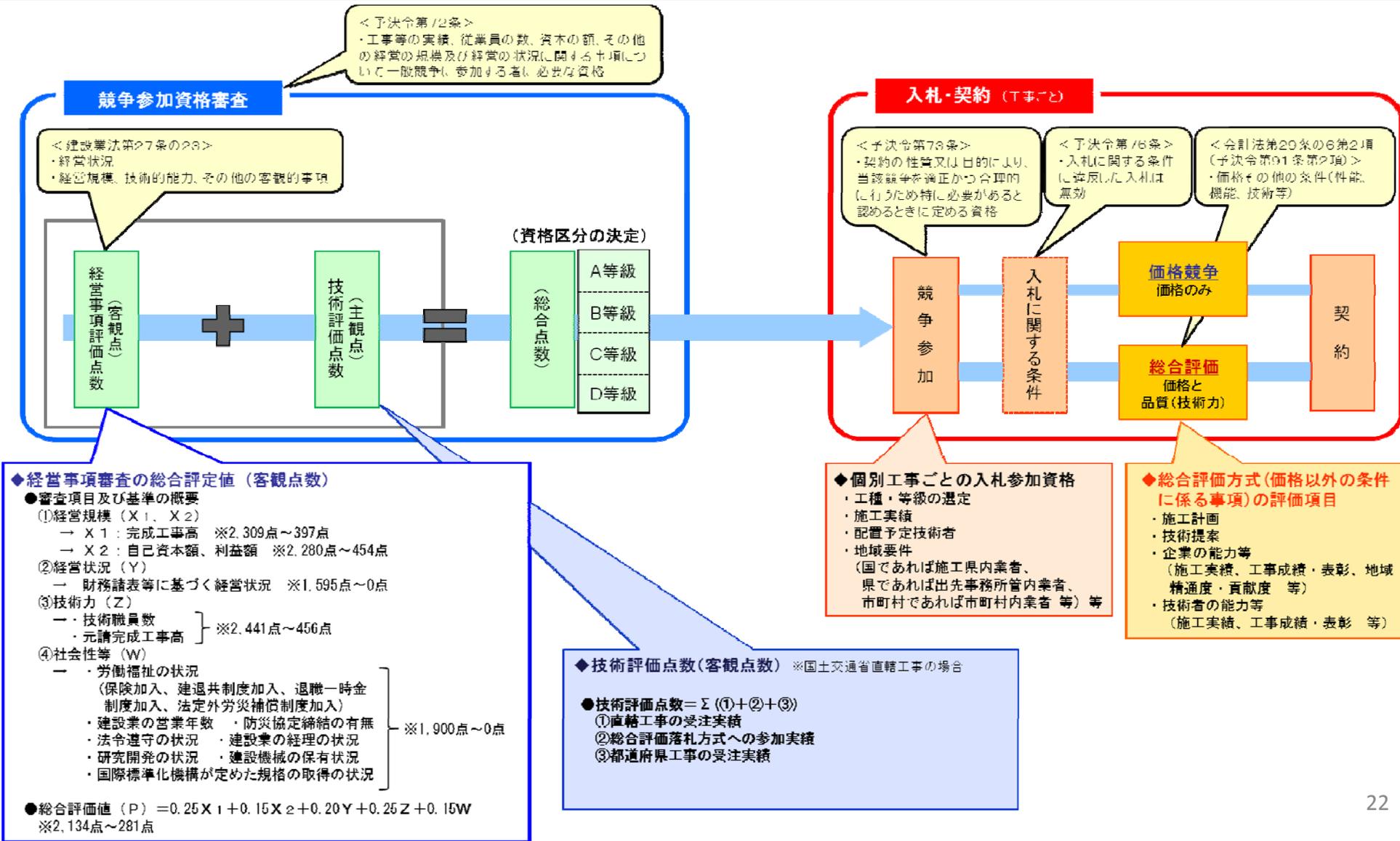
【参考】「専門工事業者企業力指標(ステップアップ指標)」の体系



建設業においては、平成7年の建設産業政策大綱を受け、専門工事業者の経営改善、営業活動、経営計画等の指標を示す「専門工事業者企業力指標」(ステップアップ指標)が作成されたが、項目が多岐にわたり、運営経費が相当程度かかることや元請企業による業者選定時に活用されていないことから、専門工事業において同指標の利用はほとんど行われていないことが、ヒアリングの結果確認された。(出所:建設技能労働者の人材確保のあり方について(平成23年7月))

○「評価の活用方策」の検討に際しての視点

・公共工事の発注者が元請企業の選定にあたり、人を大切にする施工力のある専門工事業者等を活用する元請企業を評価する仕組みとして、公共工事の発注プロセスのどの段階で評価することが考えられるか。



制度の目的

- 制度の目的や活用方策、そしてそれが技能労働者の確保・育成にどうつながっているのか明確にすべき。

検討の視点

- 工事の施工力は元請と下請の総合力で決まるが、現在の公共工事では元請だけ評価していることから、現場の第一線で活躍している専門工事業者等の取組を評価して表に出すことが必要。
- 制度の仕組み方によっては副作用もあるので、バランスの取れた制度設計が必要。
- バランスが取れ、ダンピング対策にもなり、お金がしっかりと回る、実現可能性の高い仕組みとすべき。
- 業者に負担の少ない制度とすべき。
- 発注の際の元請評価を通じて専門工事業者等を評価していく仕組みと思うが、元請だけ評価して技能労働者が確保されるのか、慎重な検討が必要。
- 専門工事業者等の取組を評価するに際しては、まずは職人を評価し、その職人を継続的に雇用している専門工事業者等を評価するという順番で整理すべき。
- 共存・共栄の考え方を入れないと競争だけでは残るべき業者が生き残れない。

経営事項審査との関係

- どのような評価項目を設定するかは専門工事業者の企業経営の方針に関わる。業界のニーズにマッチする評価項目をセットすることが重要。例えば、経営事項審査を必要としていない会社もあり、経営事項審査にとられずに人にスポットを当てた指標が必要。
- 経営事項審査など既存制度の活用の可否を検討すべき。





評価の対象とする専門工事業者等の範囲・評価対象項目

- 専門工事業者は個人企業から上場企業まで幅が広いので、評価項目の設定に際して留意すべき。
- 制度の対象となる「専門工事業者等」の定義を明確にすべき。技術者・技能者を抱えていないアウトサイダーを見分けるということが大事な視点。
- この制度で何をねらっているのかということを端的に示すべき。業界団体に要請しても実現が難しい事柄について、端的な指標を3～4つに絞って設定するなどして、問題の解決に資する大きな要素をまとめればよい。
- 社会保険加入や登録基幹技能者の雇用という最低条件は盛り込むべき。
- 発注者から示される評価の判断基準がゼネコンが選びたい専門工事業者の判断基準とマッチするよう、ゼネコンの視点からゼネコンが使うインセンティブになる制度設計が必要。

1. 建設産業の現状及び課題について
2. 担い手確保・育成検討会におけるこれまでの議論
- 3. 専門工事業者等評価制度に係る論点**
4. 専門工事業者等評価制度WTの今後の進め方(案)

論点Ⅰ：評価の対象となる『専門工事業者等』の範囲について

論点Ⅱ：専門工事業者等による確保・育成の取組が評価される『技能労働者等』の範囲・評価の対象項目について

建設産業戦略会議における議論

建設産業の再生と発展のための方策2012(平成24年7月10日)

Ⅱ. 対策

1. 将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

対策1 適正な競争環境の整備～公共工事の入札契約制度改革等(1)～

(3) 専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入

足腰の強い建設産業を構築するためには、不良不適格業者を排除するとともに、人を大切にする施工力のある専門工事業者が建設市場において生き残り、能力を発揮できる環境を整備することが必要である。具体的には、技能労働者の雇用・育成の促進や工事の適正施工による品質確保、さらには重層下請構造の是正に資する専門工事業者等の新たな評価の仕組み(発注者から直接受注する元請としてではなく工事を請け負う企業に対する評価を行う仕組み)を導入すべきであり、早期に検討を開始すべきである。

評価の項目としては、人を大切にする施工力のある専門工事業者等の取組として考えられる共通の項目、例えば、建設工事の施工を担う登録基幹技能者など技能労働者の雇用状況や施工実績、若年者の継続的な雇用や育成の状況、社会保険加入等状況等を対象とすることが考えられる。その際、制度の持続可能性や利用促進等の観点から、既存の企業評価制度の枠組みを活用することも視野に入れつつ、簡素な仕組みとすることが必要である。

この仕組みは、公共工事の発注者が元請企業の選定に当たってその下請契約の相手方まで含めた適格性を評価する際に用いることが想定されるが、より広く建設市場で利用される仕組みとするため、民間工事においても元請企業が下請契約の相手方の選定に活用できるようなものとするのが望ましい。

「登録基幹技能者」と「主任技術者」

(1) 登録基幹技能者: 「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能」を有する者
登録者数は約3.8万人。

【登録基幹技能者の要件】

下記の全てを満たす者

- ・実務経験10年以上
- ・職長経験3年以上
- ・最上級の技能資格を有し、所定の講習を受講

(2) 主任技術者: 「工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者」
主任技術者の数は把握できないが、監理技術者資格者証保有者数は約67万人

【主任技術者の要件】

1) 下記の実務経験を有する者

- ① 高等学校の指定学科卒業後 5年以上
- ② 高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
- ③ 大学の指定学科卒業後 3年以上
- ④ ①～③以外の学歴 10年以上

2) 1級及び2級の国家資格者

論点② 「若年労働者」の確保・育成

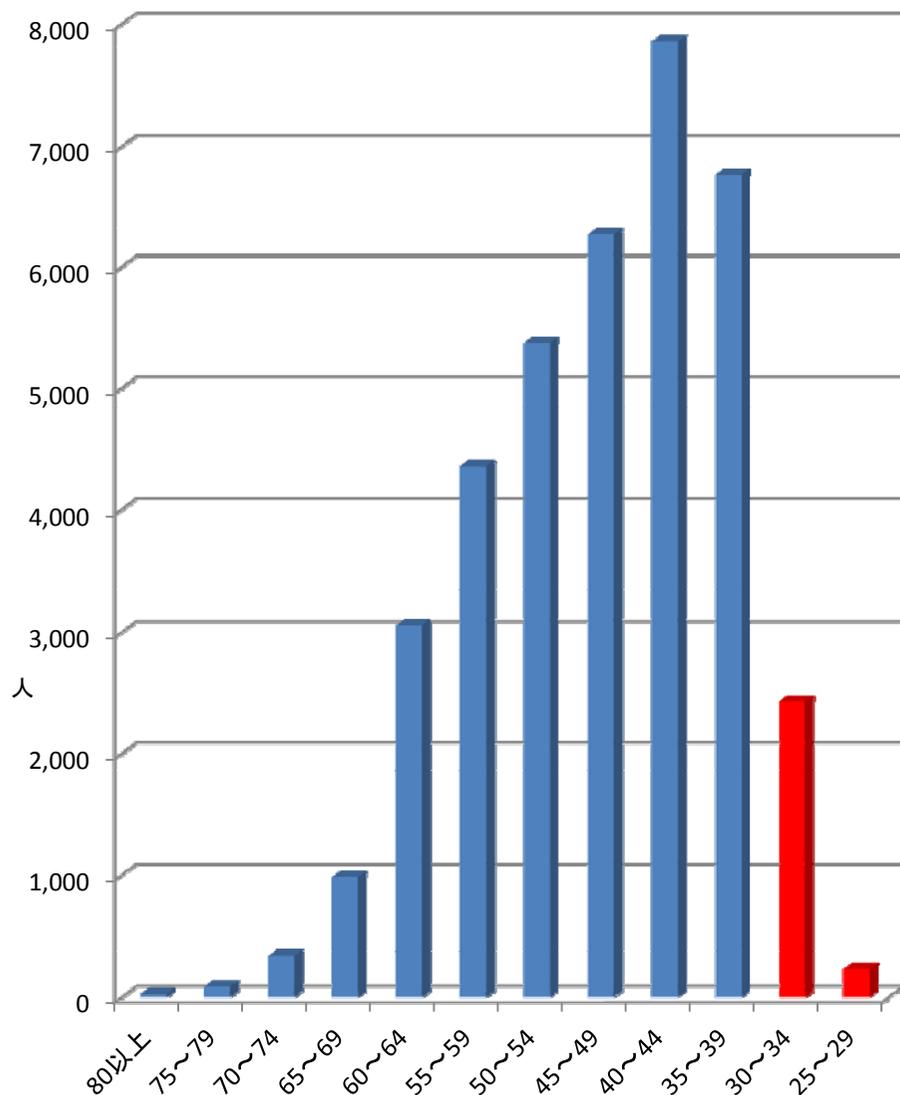
全就業者における各年齢層の構成比(平成23年度)

階層	建設業			全産業		
	H21	H22	H23	H21	H22	H23
15～19歳	0.8%	0.6%	0.8%	1.4%	1.3%	1.2%
20～24	4.1%	3.8%	3.8%	6.9%	6.7%	6.4%
25～29	7.6%	7.0%	7.0%	9.6%	9.5%	9.2%
30～34	11.1%	10.4%	9.7%	10.6%	10.2%	10.0%
35～39	13.3%	13.3%	13.7%	12.0%	12.1%	12.2%
40～44	11.1%	11.4%	12.2%	11.1%	11.3%	11.9%
45～49	9.6%	10.0%	9.9%	10.3%	10.6%	10.6%
50～54	10.2%	10.2%	9.9%	9.9%	9.8%	9.8%
55～59	13.3%	12.3%	11.6%	10.7%	10.2%	9.8%
60～64	10.9%	12.1%	12.7%	8.6%	9.2%	9.7%
65歳以上	8.2%	8.7%	8.6%	9.0%	9.1%	9.1%

厚生労働省「労働力調査」

(参考1) 登録基幹技能者の年齢構成比

登録基幹技能者の年齢構成(平成25年1月現在)



階層	人数	構成比
80歳以上	28	0.1%
75~79	90	0.2%
70~74	338	0.9%
65~69	985	2.6%
60~64	3,060	8.1%
55~59	4,358	11.5%
50~54	5,372	14.2%
45~49	6,268	16.6%
40~44	7,855	20.8%
35~39	6,767	17.9%
30~34	2,432	6.4%
25~29	230	0.6%
計	37,783	100.0%

(参考2) 登録基幹技能者講習の受講資格要件①

No.	登録基幹技能者講習の種類	受講要件	資格要件
1	登録電気工事業基幹技能者	①の資格	① 第一種電気工事業士
2	登録橋梁基幹技能者	①～③の全ての資格	①鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者 ②足場の組立等作業主任者技能講習修了者 ③玉掛技能講習修了者
3	登録造園基幹技能者	①の資格	① 1級造園技能士
4	登録コンクリート 圧送基幹技能者	①～②のいずれかの資格	① 1級コンクリート圧送技能士 ②建設マスター
5	登録防水基幹技能者	①の資格	① 1級防水施工技能士
6	登録トンネル基幹技能者	①～④のいずれかの資格	①発破技士免許 ②火薬類取締保安責任者(甲または乙) ③建設マスター ④ 1級又は2級土木施工管理技士
7	登録建設塗装基幹技能者	①の資格	① 1級塗装技能士
8	登録左官基幹技能者	①～④のいずれかの資格	① 1級左官技能士 ②職業訓練指導員(左官職種) ③建設マスター ④ 1級又は2級建築施工管理技士(仕上げ)
9	登録機械土工基幹技能者	①～⑥のいずれかの資格	①1級建設機械整備技能士 ②職業訓練指導員(土木施工・建設機械運転及び整備) ③コンクリート破砕器作業主任者工種外16種 ④建設マスター ⑤ 1級又は2級建設機械施工技士 ⑥ 1級又は2級施工管理技士(土木・建築・管工事業・造園)
10	登録海上起重基幹技能者	①または②のいずれかの資格	①建設マスター ②海上起重作業管理技士
11	登録PC基幹技能者	①～③のいずれかの資格	①コンクリート架橋設等作業主任者講習 ② 1級又は2級土木施工管理技士 ③ 1級又は2級建築施工管理技士
12	登録鉄筋基幹技能者	①の資格	① 1級鉄筋技能士
13	登録圧接基幹技能者	①の資格	①手動ガス圧接技量資格3種又は4種
14	登録型枠基幹技能者	①～③のいずれかの資格	① 1級型枠施工技能士 ② 1級又は2級土木施工管理技士 ③ 1級又は2級建築施工管理技士
15	登録配管基幹技能者	①の資格	① 1級配管技能士

資格取得後、直ちに主任技術者になれる資格

登録基幹技能者となっても、保有する資格によって、主任技術者になれない者があるもの(実務経験10年を除く)

登録基幹技能者となっても、主任技術者となれないもの(実務経験10年を除く)

登録基幹技能者となることにより、直ちに主任技術者となれるもの(実務経験10年を除く)

(参考2) 登録基幹技能者講習の受講資格要件②

16	登録薦・土工基幹技能者	①～③のいずれかの資格	①1級とび技能士 ②1級又は2級土木施工管理技士 ③1級又は2級建築施工管理技士
17	登録切断穿孔基幹技能者	①の資格	①コンクリート等切断穿孔技能審査(厚生労働省認定)
18	登録内装仕上工事業 基幹技能者	①または②のいずれかの資格	①1級内装仕上げ施工技能士 ②1級又は2級建築施工管理技士
19	登録サッシ・ カーテンウォール基幹技能者	①～③のいずれかの資格	①1級サッシ施工技能士 ②1級カーテンウォール技能士 ③建設マスター
20	登録エクステリア基幹技能者	①～④のいずれかの資格	①1級ブロック建築技能士 ②1級又は2級土木施工管理技士 ③1級又は2級建築施工管理技士 ④1級又は2級造園施工管理技士
21	登録建築板金基幹技能者	①～⑤の全ての資格	①1級建築板金技能士 ②職長特別教育講習 ③アーク溶接作業主任者特別講習 ④玉掛技能講習 ⑤高所作業車運転技能講習
22	登録外壁仕上基幹技能者	①～②のいずれかの資格	①建設マスター ②外壁仕上一級技能者
23	登録ダクト基幹技能者	①～②のいずれかの資格	①1級建築板金技能士(ダクト板金) ②1級又は2級管工事業施工管理技士
24	登録保温保冷基幹技能者	①の資格	①1級熱絶縁技能士(保温保冷工事業)
25	登録グラウト基幹技能者	①～④のいずれかの資格	①ジェットグラウト技士 ②1級土木施工管理技士 ③2級土木施工管理技士(薬液注入) ④2級土木施工管理技士(土木)
26	登録冷凍空調基幹技能者	①の資格	①1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工作業)
27	登録運動施設基幹技能者	①の資格	運動施設施工技士
28	登録基礎工基幹技能者	①～④のいずれかの資格	①1級または2級土木施工管理技士 ②1級または2級建築施工管理技士 ③1級または2級機械施工技士 ④基礎施工士
29	登録タイル張り基幹技能者	①の資格	①1級タイル張り技能士
30	登録標識・路面標示基幹技能者	【道路標識】①の要件 【路面標示】②の要件	①次のア～ウのいずれかの条件・資格・表彰実績を有すること ア. 次の1～3の講習をすべて修了していること 1. 玉掛け技能講習受講 2. 小型移動式クレーン運転講習 3. 高所作業車運転技能講習 イ. 土木施工管理技士(1級若しくは2級) ウ. 優秀施工者国土交通大臣(建設)顕彰者 ②次のア、のいずれかの資格・表彰実績を有すること ア. 「路面標示施工技能士」(厚生労働省) イ. 優秀施工者国土交通大臣(建設)顕彰者

資格取得後、直ちに主任技術者になれる資格

登録基幹技能者となっても、保有する資格によって、主任技術者になれない者があるもの(実務経験10年を除く)

登録基幹技能者となっても、主任技術者となれないもの(実務経験10年を除く)

登録基幹技能者となることにより、直ちに主任技術者となれるもの(実務経験10年を除く)

(参考3) 業種区分と技術者資格

		土木	ほ装	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	建築	大工	屋根	・れんが・ブロック	タイル	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設
技術検定	機械																													
	土木	土	土	土	土	土薬	塗	土	土																					
	建築					軀	仕	仕	軀	建	軀仕	仕	軀仕	仕	仕	軀	仕	仕	仕	仕	仕									
建築士等									一	一・二	一・二木	一・二	一・二	一・二									電気	管			造園			
技術士	農業土木等	建設	建設	水産土木	建設	衛生「水質、廃」	上下水道	農業土木等	建設	建設													電気電子	衛生	機械「熱、流体」	電気電子	森林「林、森土」	建設	上下水道「上」	衛生「廃」
電気工事士等						地すべり防止工事士+1年																	電気工事士(二種は+3年) 電気主任技術者+5年 計装士+1年	給水装置工事 主任技術者+1年 計装士+1年		電気通信主任技術者+5年		地すべり防止工事士+1年		消防設備士
技能士(二級は+3年)						とび、コンクリート圧送、型枠、ウエルポイント	塗装、路面標示	ブロック建築、石材、コンクリート積みブロック	鉄工「製缶、構造物鉄工」		建築大工	建築板金、かわらけ、スレート	畳製作、表装、内装仕上げ	左官	鉄筋「施工図、組立て」	工場板金、建築板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具製作、サッシ、カーテンウォール				冷凍空気調和機器、配管「建築配管」			造園	さく井		

注1) 監理技術者となる資格は、一級の技術検定、一級建築士、技術士のみである。

注2) 「+1年」等は、当該資格に加えて必要な実務経験年数を表す。

国土交通省調べ

凡例	技術検定 土木施工管理技士 土 土木 薬 薬液注入 塗 鋼構造物塗装 ※1級には、種別がない	建築士等 一 一級建築士 二 二級建築士 木 木造建築士 設 建築設備士	技術士 農業土木等 農業[農業土木]、森林[森林土木]、水産[水産土木] 衛生 水質:水質管理、廃:廃棄物管理 建設 鋼:鋼構造及びコンクリート ※対応する総合技術監理部門も資格要件	技能士 鉄筋 施工図:鉄筋施工図作成作業 組立て:鉄筋組立て作業 ※複数業種の資格要件は、ブロック建築、コンクリート積みブロック、建築板金のみ
----	--	---	--	---

建設業における社会保険加入状況について

- 建設業における社会保険未加入対策については、5年後を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしている。
- 今後5年間の取り組みについては、初期を「周知啓発重点期間」、中期を「加入指導重点期間」、終期を「保険加入者優先期間」と位置づけている。
- 現状では、企業別では3保険に加入している割合が84%である一方、労働者別では元請78%、一次55%、2次44%、3次下請以下44%。(H23公共工事労務費調査)
- 社会保険未加入対策を進めるうえで、法定福利費の確保に向けた取組とあわせ、以下の取組を行っている。
 - ①経営事項審査における減点幅の大幅拡大
 - ②建設業許可・更新時における保険加入状況を示す書類の追加
 - ③保険加入状況に関する営業所及び工事現場への立入検査
 - ④「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく、元請による下請指導の開始

元請・下請次数別 企業の社会保険加入状況



1. 建設産業の現状及び課題について
2. 担い手確保・育成検討会におけるこれまでの議論
3. 専門工事業者等評価制度に係る論点
- 4. 専門工事業者等評価制度WTの今後の進め方(案)**

第1回WT(1月31日)

WTにおける議題について
各委員より意見聴取し、WTにお
ける検討結果とともに報告

報告

第3回担い手確保・育成検討会(2月20日予定)

・WTにおける意見・検討結果等について議論・意見聴取

報告

検討会における意見を
フィードバック

第2回WT(3月上旬頃予定)

報告

WTにおける検討結果を報告

第4回担い手確保・育成検討会(3月25日予定)

・WTにおける検討結果を受け、担い手確保・育成検討会として大きな
方向性を提示

平成25年度以降

・担い手確保・育成検討会における中間とりまとめに基づき、実態調査・シミュレーションを行い、本評価制度の内容について再度検討し、詳細設計